

令和5年9月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
報告 7	健全化判断比率の報告について
報告 8	放棄した債権の報告について
報告 9	放棄した債権の報告について
議案 6 0	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案 6 1	教育委員会の委員の任命について
議案 6 2	令和5年度豊明市一般会計補正予算（第5号）について
議案 6 3	豊明市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
議案 6 4	豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
議案 6 5	豊明市立公民館条例の一部改正について
議案 6 6	豊明文化広場条例の一部改正について
議案 6 7	豊明市福祉体育館条例の一部改正について
議案 6 8	豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について
議案 6 9	豊明市老人福祉センター条例の一部改正について
議案 7 0	豊明市都市公園条例の一部改正について
議案 7 1	令和5年度豊明市一般会計補正予算（第6号）について
議案 7 2	令和5年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案 7 3	令和5年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案 7 4	令和5年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

報告第7号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和4年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり報告する。

令和5年8月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

健全化判断比率

1 実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.80%	20.00%

令和4年度における豊明市の実質赤字比率	※	—
※ 7.83%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

2 連結実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	17.80%	30.00%

令和4年度における豊明市の連結実質赤字比率	※	—
※ 11.13%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

3 実質公債費比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25.0%	35.0%

令和4年度における豊明市の実質公債費比率		0.4%
3カ年平均(令和2、3、4年度)の実質公債費比率は、0.4%です。		

4 将来負担比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	350.0%	—

令和4年度における豊明市の将来負担比率	※	—
※ 66.7%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

5 公営企業における資金不足比率

指標名	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	20.0%	—

令和4年度における豊明市の資金不足比率	※	—
※ 水上太陽光発電事業特別会計は、12,431千円の剰余額、 下水道事業会計は、199,309千円の剰余額であり、資金不足は生じて おりません。		

豊 監 第 5 7 号

令和 5 年 8 月 8 日

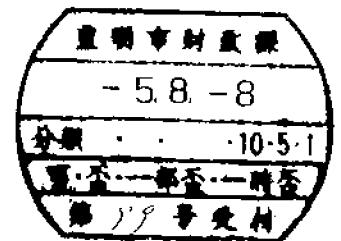
豊明市長 小 浮 正 典 様

豊明市監査委員 古 橋 洋 一

豊明市監査委員 一 色 美智子

令和 4 年度豊明市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出する。



令和4年度豊明市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年8月1日から令和5年8月8日まで

第3 審査の主な着眼点及び方法

審査に当たっては、豊明市監査基準に準拠し令和5年度の豊明市監査計画に則って、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

健全化判断比率	令和4年度		財政再生基準
	比 率	早期健全化基準	
① 実質赤字比率	—	12.80	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.80	30.00
③ 実質公債費比率	0.4	25.0	35.00
④ 将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率が生じていない場合、「—」で表示する。

※ 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

一般会計等（本市の場合は一般会計に土地取得特別会計及び墓園事業特別会計を加えた会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する指標である。

令和4年度決算における一般会計等の実質収支は1,149,542千円の黒字となっており、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額の合計額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する指標である。

令和4年度決算における連結実質収支は1,634,234千円の黒字となっており、連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する指標で、3か年の平均である。

令和4年度実質公債費比率(令和2年度から令和4年度の3か年平均)は0.4%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する指標である。

令和4年度決算においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の全てにおいて、早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

令和4年度豊明市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度決算に基づく下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年8月1日から令和5年8月8日まで

第3 審査の主な着眼点及び方法

審査に当たっては、豊明市監査基準に準拠し令和5年度の豊明市監査計画に則って、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

会計名	令和4年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0
水上太陽光発電事業特別会計	—	

※ 資金不足比率が生じていない場合、「—」で表示する。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における事業規模に対する資金不足額の指標である。

各会計とも令和4年度決算において資金不足比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率は、経営健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

報告第8号

放棄した債権の報告について

豊明市債権管理条例第13条第1項の規定に基づき、市の債権を別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年8月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

私債権等放棄調書

所管課 学校教育課

債権の名称	学校給食費
債権の金額及び件数	197,078円(2件)
債権を放棄した理由	消滅時効に係る時効期間が満了し、私債権等放棄審査会において審査され、放棄妥当と決定したため。 (豊明市債権管理条例第13条第1項第1号該当)

債権の名称	学校給食費
債権の金額及び件数	59,857円(7件)
債権を放棄した理由	徴収停止措置後相当期間が経過したが、弁済する見込みがないと私債権等放棄審査会において審査され、放棄妥当と決定したため。 (豊明市債権管理条例第13条第1項第4号該当)

債権の名称	学校給食費
債権の金額及び件数	37,493円(1件)
債権を放棄した理由	債務者が生活保護法の適用に準ずる状態にあり、弁済する見込みがないと私債権等放棄審査会において審査され、放棄妥当と決定したため。 (豊明市債権管理条例第13条第1項第5号該当)

報告第9号

放棄した債権の報告について

豊明市債権管理条例第13条第1項の規定に基づき、市の債権を別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年8月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

私債権等放棄調書

所管課 市民課

債権の名称	火葬場等使用料
債権の金額及び件数	74,000円(2件)
債権を放棄した理由	消滅時効に係る時効期間が満了し、私債権等放棄審査会において審査され、放棄妥当と決定したため。 (豊明市債権管理条例第13条第1項第1号該当)

議案第60号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者は、令和5年11月13日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和5年8月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市阿野町
氏 名 外 山 明
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 6 1 号

教育委員会の委員の任命について

下記の者は、令和 5 年 9 月 3 0 日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市栄町
氏 名 青 木 睦
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 6 2 号

令和 5 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 5 号）

議案第 6 2 号

令和 5 年度豊明市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度豊明市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 0, 6 2 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 1 1 7, 4 3 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		2,191,771	330	2,192,101
	1 保健衛生費	1,080,981	330	1,081,311
7 商工費		217,759	70,296	288,055
	1 商工費	217,759	70,296	288,055
歳 出 合 計		24,046,813	70,626	24,117,439

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
6. 商工費県補助金	18,605	21,000	39,605
計	626,241	21,000	647,241

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,078,386	49,626	1,128,012
計	1,761,386	49,626	1,811,012

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 商工振興費補助金	21,000	げんき商店街推進事業費補助金 21,000

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	49,626	財政調整基金繰入金 49,626 増

歳 出

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 健康推進費	456,599	330	456,929	10. 需用費	330
				消耗品費	330
計	1,080,981	330	1,081,311		

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工振興費	142,863	70,296	213,159	11. 役務費	2,380
				通信運搬費	2,380
				12. 委託料	2,841
				18. 負担金、補助及 び交付金	65,075
計	217,759	70,296	288,055		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 健康推進活動事業	330				330	消耗品費 330 増
計	330				330	
	330				330	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工業振興補助事業	70,296	21,000			49,296	通信運搬費 2,380 小規模店舗利用促進事業 2,841 委託料 小規模店舗利用促進事業 65,075 負担金
計	70,296	21,000			49,296	
	70,296	21,000			49,296	

議案第 6 3 号

豊明市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
豊明市企業版ふるさと納税基金条例を別添のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に基づく企業版ふるさと納税による寄附を、翌年度以降に繰り越す場合は特定の基金に積み立てる必要があるからである。

豊明市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号の規定によるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、豊明市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 4 号

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、各福祉医療費の支給等に関する事務を行うにあたり、オンライン資格確認等実施のために関係規定を整理する必要があるからである。

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊明市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

6 市長	子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	母子・父子家庭医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	後期高齢者福祉医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

6 市長	子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就
------	----------------------------	---

		<p>労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>7 市長</p>	<p>心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報、生活保護関係情報、国民健康保険関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「高齢者医療給付等関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定</p>

		配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	母子・父子家庭医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、高齢者医療給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	後期高齢者福祉医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、高齢者医療給付等関係情報

		報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--	--	--

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

議案第 6 5 号

豊明市立公民館条例の一部改正について
豊明市立公民館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市立南部公民館の会議室 A を廃止することに伴い必要があるからである。

豊明市立公民館条例の一部を改正する条例

豊明市立公民館条例（昭和52年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表南部公民館の部会議室Aの項を削り、会議室Bの項中「B」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

（準備行為）

第2条 改正後の条例の規定に基づく公民館の利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 66 号

豊明文化広場条例の一部改正について
豊明文化広場条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 29 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明文化広場の宿泊利用を廃止し、使用料を時間単価にするため必要があるからである。

豊明文化広場条例の一部を改正する条例

豊明文化広場条例（昭和54年豊明市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用料

（単位 円）

利用区分			1時間（時間単価）
勅使会館	和室	A	370
		B	150

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

第2条 改正後の条例の規定に基づく勅使会館の利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第67号

豊明市福祉体育館条例の一部改正について

豊明市福祉体育館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和5年8月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、施設の使用料を時間単価にするため必要があるからである。

豊明市福祉体育館条例の一部を改正する条例

豊明市福祉体育館条例（昭和52年豊明市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

アリーナ等使用料

ア 専用利用

（単位 円）

利用区分			1時間(時間単価)	
アリーナ	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツに全部	2,250	
		利用する場合	2分の1	1,120
			4分の1	560
	入場料の類を徴収する場合	営利を目的としない場合		9,020
		営利を目的とする場合		22,560
		アマチュアスポーツに利用する場合		4,510
	営利を目的としない場合		18,040	
	営利を目的とする場合		45,120	
柔道場			670	
剣道場			700	
会議室			660	

イ 個人利用

（単位 円）

利用区分	時間区分	午前	午後	夜間
		9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:00
卓球場	中学生以下	80	80	80
	その他	160	160	160
トレーニングルーム	1回			160
	1か月			1,200

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、アリーナのみ1時間4,950円を加算徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍（アリーナ冷暖房費を含む。）とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

第2条 改正後の条例の規定に基づく体育館の利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第68号

豊明市子ども医療費支給条例の一部改正について

豊明市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和5年8月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、子ども医療費の支給対象を拡大するため必要があるからである。

豊明市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

豊明市子ども医療費支給条例（昭和48年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（高校生等にあつては、入院に係るものに限る。）」を削る。

第5条中「（高校生等の医療費を除く。）」を削る。

第7条第4項を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 6 9 号

豊明市老人福祉センター条例の一部改正について

豊明市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市老人福祉センターの利用者、利用時間の延長等施設利用のあり方を改めるため必要があるからである。

豊明市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

豊明市老人福祉センター条例（昭和52年豊明市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊明市老人福祉センター及び陶芸会館条例

第1条中「豊明市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）」を「豊明市老人福祉センター及び陶芸会館（以下「老人福祉センター等」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 高齢者の健康の増進、生きがいつくり及び交流の場並びに世代を超えたふれあいの場を提供するため、老人福祉センター等を設置する。

2 老人福祉センター等の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

第3条中「老人福祉センター」を「老人福祉センター等」に改める。

第4条を次のように改める。

（使用の資格）

第4条 老人福祉センター等を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 市内に居住する60歳以上の者

（2） 前号に掲げる者のほか、市長が認める者

2 前項第1号に規定する者は、9時から17時までの間は老人福祉センター等を優先して利用することができる。

第5条及び第6条中「老人福祉センター」を「老人福祉センター等」に改める。

第9条を次のように改める。

（使用料）

第9条 利用者は、別表第2に定める額の使用料を別に指定する日までに納付しなければならない。

2 納付された使用料は還付しない。ただし、市長が災害その他特別の理由が

あると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、災害救助その他特別の理由により利用したときは使用料を減免することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、高齢者優先利用時間帯（第4条第2項に規定する時間帯をいう。）における市内在住の60歳以上の高齢者の団体の貸室等利用については、無料とする。

第13条中「老人福祉センター」を「老人福祉センター等」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（利用料）

第12条 施設の管理を指定管理者が行う場合における利用料は、別表第2に定める金額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 前項の場合において、利用者は、第9条の規定にかかわらず、前項において指定管理者が定める利用料を納付しなければならない。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料の減免又は一部若しくは全部の還付を行うことができる。

4 第1項の利用料は、指定管理者の収入とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
豊明市老人福祉センター	豊明市西川町笹原26番地1
陶芸会館	豊明市西川町笹原26番地2

別表第2（第9条関係）

【貸室使用料】

料金は利用団体ごとに支払うものとする。単価は1時間当たりとする。

部 屋	9：00～17：00		17：00～21：00
	高齢者団体 以外	高齢者団体	全ての団体
集会室	400円	無料	400円
相談室	200円		200円
娯楽室＋和室	500円		500円
らくらす室	200円		200円
きずな室	200円		200円
陶芸会館	700円		700円

備考：高齢者団体とは「老人福祉センター等を使用しようとする市内在住の60歳以上の高齢者の団体」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

第2条 改正後の条例の規定に基づく老人福祉センター及び陶芸会館の利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第70号

豊明市都市公園条例の一部改正について
豊明市都市公園条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和5年8月29日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、有料公園施設の使用料の収受に関する業務を指定管理者が行う業務の範囲に追加するため必要があるからである。

豊明市都市公園条例の一部を改正する条例

豊明市都市公園条例（平成24年豊明市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第23条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 有料公園施設の使用料の収受に関する業務

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 1 号

令和 5 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 6 号）

議案第 7 1 号

令和 5 年度豊明市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度豊明市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 7, 8 7 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 2 7 5, 3 1 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		147,500	0	147,500
	3 森林環境譲与税	7,500	0	7,500
14 国庫支出金		3,228,480	1,346	3,229,826
	2 国庫補助金	406,304	1,346	407,650
15 県支出金		1,886,078	12,770	1,898,848
	2 県補助金	647,241	8,272	655,513
	3 委託金	141,304	4,498	145,802
17 寄附金		203,010	10,050	213,060
	1 寄附金	203,010	10,050	213,060
18 繰入金		1,854,126	70,009	1,924,135
	1 基金繰入金	1,811,012	70,009	1,881,021
21 市債		895,800	63,700	959,500
	1 市債	895,800	63,700	959,500
歳入合計		24,117,439	157,875	24,275,314

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,621,712	30,556	3,652,268
	1 総務管理費	3,022,377	22,992	3,045,369
	2 徴税費	319,208	5,727	324,935
	3 戸籍住民基本台帳費	144,025	1,837	145,862
3 民生費		10,708,268	36,733	10,745,001
	1 社会福祉費	5,597,908	14,405	5,612,313
	2 児童福祉費	4,254,370	21,250	4,275,620
	3 生活保護費	827,796	1,078	828,874
4 衛生費		2,192,101	1,354	2,193,455
	1 保健衛生費	1,081,311	1,354	1,082,665
6 農林水産業費		229,445	11,635	241,080
	1 農業費	229,428	11,635	241,063
8 土木費		2,052,493	9,121	2,061,614
	2 道路橋梁費	598,548	0	598,548
	4 都市計画費	1,254,375	9,121	1,263,496
9 消防費		882,571	5,016	887,587
	1 消防費	882,571	5,016	887,587

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		2,563,752	54,060	2,617,812
	1 教育総務費	765,176	4,498	769,674
	2 小学校費	444,115	8,488	452,603
	3 中学校費	224,840	2,189	227,029
	4 社会教育費	314,072	651	314,723
	5 保健体育費	815,549	38,234	853,783
13 諸支出金		6,196	9,400	15,596
	1 基金費	6,196	9,400	15,596
歳 出 合 計		24,117,439	157,875	24,275,314

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉会館維持 管理事業	千円 1,792
4 衛生費	2 清掃費	塵芥処理事業	5,704

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 7,357	公共施設管理事業	千円 25,804

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限度額
第6次豊明市総合計画策定支援業務委託事業	令和6年度から 令和7年度まで	千円 22,121
公共施設包括管理業務委託事業	令和6年度から 令和10年度まで	472,430

第4表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
桜ヶ丘沓掛線改良事業	千円 5,400	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
三崎14号線改良事業	9,900			
避難所用照明器具購入事業	1,600			

変更

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
非常用燃料設備改修事業	千円 2,700	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
保育園改修事業	54,100			
学校施設改修事業	193,400			
前後駅前広場整備事業	30,100			
起債の目的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
非常用燃料設備改修事業	千円 3,000	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
保育園改修事業	61,400			
学校施設改修事業	226,300			
前後駅前広場整備事業	36,400			

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 森林環境譲与税	7,500	0	7,500
計	7,500	0	7,500

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	236,575	1,346	237,921
5. 土木費国庫補助金	121,678	0	121,678
計	406,304	1,346	407,650

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	452,579	3,630	456,209
5. 農林水産業費県補助金	15,474	2,970	18,444

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 森林環境譲与税	0	森林環境譲与税 0

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 児童福祉費補助金	807	児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 807 増
5. 生活保護費補助金	539	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 539 増
2. 都市計画費補助金	0	都市構造再編集中支援事業費補助金 0

単位：千円

節		説明
区分	金額	
6. 保育園費補助金	3,630	保育所等給食費軽減対策支援金 3,630
1. 農業費補助金	2,970	初期投資促進事業補助金 2,970

15 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
8. 消防費県補助金	2,905	1,672	4,577
計	647,241	8,272	655,513

15 款 県支出金
3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
6. 教育費委託金	186	4,498	4,684
計	141,304	4,498	145,802

17 款 寄附金
1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	203,010	10,050	213,060
計	203,010	10,050	213,060

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 災害対策費補助金	1,672	南海トラフ地震等対策事業費補助金 1,672 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 教育振興費委託金	4,498	ラーケーションの日モデル事業委託金 4,498

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	10,050	児童福祉費寄附金 50 企業版ふるさと納税寄附金 10,000

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,128,012	59,009	1,187,021
2. 公共施設建設及び整備基金繰入金	65,000	11,000	76,000
計	1,811,012	70,009	1,881,021

21 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務債	420,500	40,500	461,000
3. 土木債	223,600	21,600	245,200
5. 消防債	15,700	1,600	17,300
計	895,800	63,700	959,500

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	59,009	財政調整基金繰入金 59,009 増
1. 公共施設建設及び整備基金繰入金	11,000	公共施設建設及び整備基金繰入金 11,000 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 庁舎改修事業債	300	非常用燃料設備改修事業 300 増
2. 保育園改修事業債	7,300	保育園改修事業 7,300 増
3. 学校施設改修事業債	32,900	学校施設改修事業 32,900 増
1. 前後駅前広場整備事業債	6,300	前後駅前広場整備事業 6,300 増
5. 街路事業債	15,300	桜ヶ丘沓掛線改良事業 5,400 三崎14号線改良事業 9,900
2. 災害対策事業債	1,600	避難所用照明器具購入事業 1,600

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 広報費	16,063	2,416	18,479	10. 需用費	2,416
				印刷製本費	2,416
7. 財産管理費	1,046,814	8,291	1,055,105	14. 工事請負費	8,291
8. 企画費	99,390	11,405	110,795	1. 報酬	90
				10. 需用費	203
				印刷製本費	203
				18. 負担金、補助及 び交付金	11,112
12. 電算管理費	184,734	880	185,614	13. 使用料及び賃借 料	880
計	3,022,377	22,992	3,045,369		

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	261,035	4,766	265,801	12. 委託料	4,766

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 広報活動事業	2,416				2,416	印刷製本費 2,416 増
計	2,416				2,416	
4 公共施設管理事業	8,291		33,200		-24,909	福祉体育館トイレ洋式化 5,717 改修工事費 共生交流プラザ防火扉取替 2,574 替工事費
計	8,291		33,200		-24,909	
1 企画事務事業	90				90	総合計画審議会委員報酬 90
2 地域創生事務事業	11,315				11,315	印刷製本費 203 増 高齢者タクシー運賃助成 11,112 事業負担金
計	11,405				11,405	
1 電算管理事業	880				880	A S P 等使用料 880 増
計	880				880	
	22,992		33,200		-10,208	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 課税計算事業	4,766				4,766	電算関係委託料 4,766 増

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 徴収費	58,173	961	59,134	1. 報酬	894
				3. 職員手当等	56
				8. 旅費	11
計	319,208	5,727	324,935		

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	144,025	1,837	145,862	12. 委託料	1,837
計	144,025	1,837	145,862		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	906,620	4,598	911,218	14. 工事請負費	1,792
				27. 繰出金	2,806

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	4,766				4,766	
2 徴収事務事業	961				961	収納事務 894 増 会計年度任用職員期末手当 56 増 会計年度任用職員費用弁償 11 増
計	961				961	
	5,727				5,727	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 住民記録電算処理事業	1,837				1,837	電算関係委託料 1,837 増
計	1,837				1,837	
	1,837				1,837	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 総合福祉会館維持管理事業	1,792				1,792	総合福祉会館営繕工事費 1,792
5 国民健康保険特別会計繰出事業	2,806				2,806	職員給与費等繰出金 2,806 増

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 老人福祉費	1,021,353	708	1,022,061	27. 繰出金	708
3. 心身障害者福祉費	1,866,513	909	1,867,422	13. 使用料及び賃借料	909
4. 福祉医療費	843,764	7,540	851,304	10. 需用費 印刷製本費	17 17
				11. 役務費 通信運搬費	923 923
				12. 委託料	6,600
5. 後期高齢者医療費	959,658	650	960,308	27. 繰出金	650
計	5,597,908	14,405	5,612,313		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務費	1,640,845	1,742	1,642,587	1. 報酬	1,522

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	4,598				4,598	
9 介護保険特別会計繰出事業	708				708	事務費繰出金 708 増
計	708				708	
1 心身障害児者福祉推進事業	909				909	電算関係借上料 909 増
計	909				909	
1 福祉医療事業	7,523				7,523	通信運搬費 923 増 電算関係委託料 6,600 増
2 福祉医療事務事業	17				17	印刷製本費 17 増
計	7,540				7,540	
1 後期高齢者医療事業	650				650	後期高齢者医療事務費繰出金 650 増
計	650				650	
	14,405				14,405	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	1,742	807		50	885	家庭相談員報酬 1,522 増

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(児童福祉総務 費)				3. 職員手当等	81
				8. 旅費	12
				10. 需用費 消耗品費	50 50
				11. 役務費 広告料	77 77
2. 保育園費	2,613,525	19,508	2,633,033	14. 工事請負費	8,239
				18. 負担金、補助及 び交付金	11,269
計	4,254,370	21,250	4,275,620		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	42,997	1,078	44,075	12. 委託料	1,078
計	827,796	1,078	828,874		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
						会計年度任用職員期末手当 81 増 会計年度任用職員費用弁償 12 増 消耗品費 50 増 広告料 77
計	1,742	807		50	885	
2 保育事業	19,508	3,630	7,300		8,578	保育園調理場建具等改修工事費 8,239 保育所等給食費軽減対策支援金 11,269
計	19,508	3,630	7,300		8,578	
	21,250	4,437	7,300	50	9,463	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	1,078	539			539	電算関係委託料 1,078 増
計	1,078	539			539	
	1,078	539			539	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 母子保健費	416,376	1,354	417,730	1. 報酬	1,267
				3. 職員手当等	76
				8. 旅費	11
計	1,081,311	1,354	1,082,665		

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 農業総務費	51,582	587	52,169	10. 需用費	587
				修繕料	587
3. 農業振興費	11,599	3,183	14,782	10. 需用費	213
				印刷製本費	213
				18. 負担金、補助及び交付金	2,970
5. 農地費	152,694	7,865	160,559	12. 委託料	7,865
計	229,428	11,635	241,063		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 母子保健活動事業	1,354				1,354	各種診断等業務 1,267 増 会計年度任用職員期末手当 76 増 会計年度任用職員費用弁償 11 増
計	1,354				1,354	
	1,354				1,354	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 農業総務事務事業	587				587	修繕料 587 増
計	587				587	
1 農業振興事業	3,183	2,970			213	印刷製本費 213 増 初期投資促進事業補助金 2,970
計	3,183	2,970			213	
1 土地改良事業	7,865			5,000	2,865	土地改良施設設計等委託 7,865 増 料
計	7,865			5,000	2,865	
	11,635	2,970		5,000	3,665	

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 道路維持費	394,571	0	394,571		
2. 道路新設改良 費	173,063	0	173,063		
計	598,548	0	598,548		

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 公園事業費	183,311	9,121	192,432	14. 工事請負費	8,321
				17. 備品購入費	800
計	1,254,375	9,121	1,263,496		

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 災害対策費	36,895	5,016	41,911	17. 備品購入費	5,016
計	882,571	5,016	887,587		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 道路維持事業	0	-7,000	21,600		-14,600	財源振替
1 道路新設改良事業	0	7,000			-7,000	財源振替
	0		21,600		-21,600	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 公園施設改修事業	9,121			6,600	2,521	大蔵池公園園路改修工事 8,321 費 市民緑地ベンチ購入費 800
計	9,121			6,600	2,521	
	9,121			6,600	2,521	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 災害対策事務事業	5,016	1,672	1,600		1,744	災害時用資機材購入費 5,016
計	5,016	1,672	1,600		1,744	
	5,016	1,672	1,600		1,744	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	615,081	4,498	619,579	1. 報酬	4,344
				8. 旅費	96
				10. 需用費 印刷製本費	58 58
計	765,176	4,498	769,674		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	366,178	8,488	374,666	12. 委託料	1,000
				14. 工事請負費	1,088
				17. 備品購入費	6,400
計	444,115	8,488	452,603		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	172,731	2,189	174,920	12. 委託料	1,155
				14. 工事請負費	1,034

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 教育振興事務事業	4,498	4,498				校務支援員業務 4,344 会計年度任用職員費用弁償 96 増 印刷製本費 58 増
計	4,498	4,498				
	4,498	4,498				

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 小学校施設維持管理事業	1,088				1,088	三崎小学校渡り廊下防水改修工事費 1,088
3 小学校管理事務事業	7,400				7,400	樹木剪定・草刈委託料 1,000 増 管理用備品購入費 6,400 増
計	8,488				8,488	
	8,488				8,488	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 中学校施設維持管理事業	1,034				1,034	豊明中学校階段手摺設置等工事費 1,034

10 款 教育費
3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(学校管理費)					
計	224,840	2,189	227,029		

10 款 教育費
4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会教育総務 費	47,059	651	47,710	1. 報酬	606
				3. 職員手当等	34
				8. 旅費	11
計	314,072	651	314,723		

10 款 教育費
5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 体育施設費	204,956	3,234	208,190	14. 工事請負費	3,234

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 中学校管理 事務事業	1,155				1,155	樹木剪定・草刈委託料 1,155 増
計	2,189				2,189	
	2,189				2,189	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 社会教育活 動事業	651				651	社会教育等業務 606 増 会計年度任用職員期末手 34 当 会計年度任用職員費用弁 11 増 償
計	651				651	
	651				651	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 体育施設維 持管理事業	3,234				3,234	文化広場トイレ改修工事 2,035 費 福祉体育館加圧給水ユニ 1,199 ット取替工事費
計	3,234				3,234	

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 学校給食費	584,869	35,000	619,869	10. 需用費	35,000
				賄材料費	35,000
計	815,549	38,234	853,783		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 森林環境譲与 税基金費	1,130	-600	530	24. 積立金	-600
6. 企業版ふるさ と納税基金費	0	10,000	10,000	24. 積立金	10,000
計	6,196	9,400	15,596		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 給食センター活動事業	35,000				35,000	賄材料費 35,000 増
計	35,000				35,000	
	38,234				38,234	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 森林環境譲与税基金積立事業	-600			-600		森林環境譲与税基金積立 600 減金
計	-600			-600		
1 企業版ふるさと納税基金積立事業	10,000			10,000		企業版ふるさと納税基金 10,000 積立金
計	10,000			10,000		
	9,400			9,400		

議案第 7 2 号

令和 5 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 7 2 号

令和 5 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 8 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 2 2 0, 9 0 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		86,654	2,806	89,460
	1 総務管理費	72,162	144	72,306
	2 徴税費	14,346	2,662	17,008
歳 出 合 計		6,218,100	2,806	6,220,906

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	623,308	2,806	626,114
計	623,308	2,806	626,114

単位：千円

節		説明
区分	金額	
4. 職員給与費等繰入金	2,806	職員給与費等繰入金 2,806 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	71,675	144	71,819	3. 職員手当等	144
計	72,162	144	72,306		

1 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 賦課徴収費	14,346	2,662	17,008	12. 委託料	2,662
計	14,346	2,662	17,008		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 保険給付事業	144			144		会計年度任用職員期末手当 144
計	144			144		
	144			144		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 賦課徴収事業	2,662			2,662		電算関係委託料 2,662 増
計	2,662			2,662		
	2,662			2,662		

議案第 7 3 号

令和 5 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 7 3 号

令和 5 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 0 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 3 9 6, 3 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4. その他一般会計繰入金	150,797	708	151,505
計	843,657	708	844,365

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 事務費繰入金	708	事務費繰入金 708 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 連合会負担金	50	708	758	18. 負担金、補助及 び交付金	708
計	101,883	708	102,591		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 連合会負担 金事業	708			708		第三者行為求償事務負担 708 増 金
計	708			708		
	708			708		

議案第 7 4 号

令和 5 年度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 7 4 号

令和 5 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 4 9, 1 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 2 9 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 事務費繰入金	25,039	650	25,689
計	182,956	650	183,606

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 事務費繰入金	650	事務費繰入金 650 増

歳 出

1 款 総務費

3 項 保健費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健費	52,854	650	53,504	26. 公課費	650
計	52,854	650	53,504		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 保健事業	650			650		消費税及び地方消費税 650
計	650			650		
	650			650		